# 領収書を知る

## どんな領収書をもらっているか？

私たちが買い物をしたとき、多くの場合領収書やレシートをもらっていますが、これはお金を支払ったことに対する証明になるものです。最近では、スーパーのレシートにもひとつひとつの品名が記載されていて、後から何がいくらだったかを知ることができます。病院等にかかったときも、受けた治療に対して代金を支払っているわけですから、領収書（レシート）をもらうのは当然といえるでしょう。

## 医療費の内訳を知るには

ご存知のとおり、私たちは病院等で治療を受けたとき、健康保険組合に加入しているため、窓口では3割だけを支払っています。

そこでは、実際にかかった医療費の総額がわかる領収書をもらいます。領収書には診察料や投薬料などは記載されているためおおよその見当がつくにしろ、どんな治療内容で何にいくらかかったかということまではわかりません。これらの治療内容の詳細を知りたい場合、病院から健康保険組合に出される「レセプト（診療報酬明細書）」を確認する必要があります。

地域や病院によっても異なりますが、レセプトは開示を求めることができます。自分の受けた医療サービスや支払った医療費の内容を理解し、チェックすることは重要です。もし、疑問があったらレセプトを請求して、内容を確認してみましょう。

## 領収書からわかるもの

医療の分野でも情報開示の流れが進んでいる現在、しっかりとした領収書を出す、出さないということが、その病院の姿勢を表しているといっても過言ではないでしょう。また、病院に対する評価の一部分を担うともいえるのではないでしょうか。

「適正な医療に適正な医療費」が叫ばれる中、私たちも医療に対するコスト意識をもたなければなりません。病院の領収書やレセプトが大きな役割を果たすとともに、医療について、その病院について知る貴重な情報源であるともいえるでしょう。

# 領収書を活用する

## 医療費控除とは

医療費の自己負担が年間10万円を超えると税金が戻ってきます。この制度を「医療費控除」といいます。その年の1月1日から12月31日までの間で家計を共にする家族の医療費の合計が10万円を超えた場合は、申告すると、超えた額が所得額から控除され、控除分に見合う税金が戻ってきます。

### 医療費控除額の算出方法

医療費控除の対象となる金額は、次の式で計算した金額で計算し、最高200万円まで還付されます。（平成25年2月現在）

ただし、1年間に支払った医療費の合計から、生命保険や損害保険からの入院給付金、健康保険などからの高額療養費、出産育児一時金などの金額は差し引かなければなりません。

### 申告方法

医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を所轄税務署長に提出します。申告用紙はインターネットからダウンロードすることもできます。インターネットに接続できない場合は、郵送してもらうこともできるので、最寄りの税務署に聞いてみましょう。申告する際には、「病院等の領収書（レシート）」「源泉徴収票（原本）」「印鑑」を用意します。

### 申告の時期

毎年2月16日～3月15日の期間です。ただし、申告義務がない人で還付申告だけなら、確定申告期間の１ヶ月前ごろでも受け付けてもらえます。

また、申告期限から過去5年分まで遡って申告できます。通常、還付金は、申告後1ヶ月程度で指定口座に振り込まれます。

## 医療費控除の対象

医療費控除の対象になる支出は「治療のために必要なもの」であることが条件です。交通費など領収書がないものは、支出を記録しておきましょう。

### 医療費控除の対象になるもの

医療費控除の対象になるものは次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 診療や治療の対価 | 治療費の自己負担分、薬代、入院時の食事代、助産婦費用、  虫歯の治療費（保険外含む）、子どもの歯列矯正 |
| 交通費 | 通院のための交通費 |
| 薬局での購入費 | 医師の処方せんに基づいて購入した医薬品 |
| 器具・材料 | 医師の指示による血圧計、松葉杖、補聴器等の医療器具購入代など |
| その他 | 病気治療のためのマッサージ、鍼灸、柔道整復師の施術費 |

### 医療費控除の対象にならないもの

医療費控除の対象にならないものは次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 診療や治療の対価 | 美容整形、人間ドッグ費用、検診、予防接種、眼鏡・コンタクトレンズ購入時の眼科受診料、美容のための歯列矯正、歯石除去の費用 |
| 交通費 | 自家用車のガソリン代、出産で実家に帰る際の交通費 |
| 薬局での購入費 | 日常で使用するための眼鏡、コンタクトレンズの購入 |
| 器具・材料 | 治療が目的でない保健薬、健康食品の購入費 |
| その他 | スポーツクラブの利用料 |

### 条件付きで対象になるもの

条件付きで医療費控除の対象になるものは次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 診療や治療の対価 | ベッド、特別室の費用（病状等による）、治療のために行う大人の歯列矯正 |
| 交通費 | タクシー代（電車・バスでの移動が困難な場合） |
| 薬局での購入費 | 医師の処方せんのない医薬品（極端に高価なものを除く） |
| 器具・材料 | 高齢者の紙オムツ代、松葉杖、車いす（通院治療のため必要な場合） |
| その他 | クアハウスの利用で医師の証明がある場合 |

# ムダをなくす

## 治療内容への理解

医師に診てもらって「症状が良くならないから、別の病院に行こうかな・・・」と考えたことはありませんか？転院を考えるときは、次のような場合が多くあるようです。

* 慢性病で長くかかっているが、同じ治療の連続で一向に快方に向かわない。
* 急性の症状で診てもらったが、診断がどうもはっきりしない。

基本的に、治療の途中で転院するのは必ずしも得策ではありません。急性症状で始まっても、合併症が出て治療が長引くこともありますし、特に慢性的な病気は、継続的かつ長期的な視野で治療しなければならない場合があります。むやみに転院すると、同じような検査を繰り返すなど、時間や医療費がムダになるばかりでなく、検査で治療が中断され継続的な治療が続けられなくなる可能性もあります。

先のような理由で転院を考えるなら、まず今かかっている医師に疑問や不満を述べ、説明を求めることが重要です。治療方針に納得がいけば医師との信頼関係が生まれ、治療効果が上がることも期待できるのです。

## 適正な検査と投薬

薬には副作用がつきものですが、それよりも大きな治療効果が得られるときに処方されます。また、Ｘ線検査やCT検査などで患者が浴びるX線量は問題になるほどの量ではありませんが、やはり意味もなく受けるものではないでしょう。X線検査やCT検査を受けるとだいたい1万円以上かかります。しかし、「患者負担は3割だから」と気安く無理に検査をねだったりすると、これは医療費のムダづかいにつながります。検査や投薬は診察した医師の判断で行われるものです。自分の健康のためにも、医療費のムダづかい解消のためにも、医師との相互理解が必要です。

## 適正な治療を

患者と医師との相互理解は、現在「インフォームド・コンセント（Informed Consent）」という言葉で言い表されています。まず、治療を行う医師が患者に治療方針、内容、検査、投薬などにについて十分な説明を行います。患者は、その内容をよく理解し、納得した上で、治療を受けることが重要とされています。患者は、自分の病気と医療行為について、知りたいことを知る権利があり、治療方法を自分で決め、決定する権利を持つのです。また、そのためには私たちも症状、病歴、体質などを的確に医師に伝えることが必要になるでしょう。